別表第四近畿地方整備局の項姫路河川国道事務所の項中

一般国道第二号及び二十九号	改築及び修繕工事、維持その他の管理

を

一般国道第二号及び二十九号	改築及び修繕工事、維持その他の管理
中国横断自動車道姫路鳥取線	改築工事

に改める。

別表第四中国地方整備局の項山口河川国道事務所の項中

一般国道二号、九号、百八十八号、百九十号及び百九十一号	改築及び修繕工事、維持その他の管理
一般国道四百九十一号	改築工事

を

一般国道二号、九号、百八十八号、百九十号及び百九十一号	改築及び修繕工事、維持その他の管理

に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十七号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十四条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四十七号の次に次の一号を加える。

四十七の二　不動産特定共同事業の許可、特例事業の届出の受理並びに不動産特定共同事業者及び特例事業者の監督に関すること。

第二十七条の見出し中「用地企画官」の下に「及び用地補償管理官」を加え、同条第一項中「用地企画官」の下に「及び用地補償管理官それぞれ」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　用地補償管理官は、命を受けて、第十四条第三号及び第五号に掲げる事務のうち重要事項に関する事務を処理する。

第三十九条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　不動産特定共同事業の許可、特例事業の届出の受理並びに不動産特定共同事業者及び特例事業者の監督に関すること。

第八十九条第一項中「百五十一人」を「百四十二人」に改める。

第九十八条第一項中「及び広報官」を「並びに広報官及び道路防災推進官それぞれ」に改め、同条第二項中「及び広報官」を「並びに広報官及び道路防災推進官」に改め、「下欄に掲げる課を」の下に「、札幌開発建設部に、技術検査官四人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ技術検査官二人を、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ技術検査官一人を」を加え、「、札幌開発建設部に、工事検査官四人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ工事検査官二人を、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ工事検査官一人を」及び「、札幌開発建設部、函館開発建設部、小樽開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部及び留萌開発建設部に、それぞれ道路防災推進官一人を」を削り、同項の表札幌開発建設部の項中「河川用地課、道路・公園用地課、農業空港用地課」を「用地業務第一課、用地業務第二課」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十八号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「、大阪航空局総務部に総務企画調整官一人を、東京航空局及び大阪航空局の総務部に、それぞれ広報対策官一人」を「、総務部に総務企画調整官及び広報対策官それぞれ一人」に改める。

第五十六条第十七項中「及び大阪空港事務所」を「、大阪空港事務所及び福岡空港事務所」に改める。

第八十一条第二項中「うち」の下に「、前項に規定するもののほか」を加え、同条第五項を次のように改める。

5　花巻空港出張所、庄内空港出張所、福島空港出張所、松本空港出張所、静岡空港出張所、南紀白浜空港出張所、鳥取空港出張所、出雲空港出張所、山口宇部空港出張所、佐賀空港出張所及び奄美空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項、第二項及び前項に規定するもののほか、山形空港出張所、大島空港出張所、神戸空港出張所、対馬空港出張所、種子島空港出張所及び下地島空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項から第三項までに規定するもののほか、電話による航空通信の実施に関する事務を分掌する。

第八十一条第六項各号列記以外の部分を次のように改める。

旭川空港出張所、帯広空港出張所、女満別空港出張所、青森空港出張所、富山空港出張所、岡山空港出張所及び石垣空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項及び第二項に規定するもののほか、中標津空港出張所及び紋別空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項に規定するもののほか、静岡空港出張所、佐賀空港出張所及び奄美空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項、第二項及び前二項に規定するもののほか、神戸空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項から第三項までに規定するもののほか、次に掲げる事務を分掌する。

第八十一条第七項各号列記以外の部分を次のように改める。

旭川空港出張所、帯広空港出張所、女満別空港出張所、青森空港出張所、富山空港出張所、岡山空港出張所及び石垣空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項、第二項及び前項に規定するもののほか、神戸空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項から第三項まで及び前二項に規定するもののほか、下地島空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項から第三項まで及び第五項に規定するもののほか、次に掲げる事務を分掌する。

第八十一条第八項中「、下地島空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項から第三項まで及び第五項から前項までに規定するもののほか」を削る。

第八十七条第二項を削る。

別表第五石巻航空路監視レーダー事務所及び土佐清水航空路監視レーダー事務所の項を削る。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十九号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十三条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日　国土交通大臣　太田　昭宏